

# 指定管理者制度に関するガイドライン

\*\*\*指定管理者制度の導入とその運用が円滑に行われるために\*\*\*

《 改 訂 版 》

令和3年4月

新 城 市

# 目 次

1	本ガイドラインの目的	1
2	指定管理者制度の概要	1
(1)	指定管理者になりうる者	1
(2)	指定管理者が行使できる権限	1
(3)	指定管理者制度をとることができない場合	2
(4)	利用料金制	2
(5)	指定管理者が行った処分に対する不服申立て	2
(6)	指定管理者制度導入に係る経過措置	2
※	指定管理者制度と管理委託制度の比較	3
※	新旧制度概念図	4
3	指定管理者制度の導入及び運用にあたっての基本的な考え方	5
(1)	公の施設のあり方の総点検	5
(2)	指定管理者制度の導入の検討	5
(3)	指定管理者制度の運用	6
①	選定方法	6
②	指定期間	6
③	資格要件	6
④	業務の範囲	7
⑤	利用料金制	7
⑥	個人情報の取扱い	7
(4)	関係団体の見直し	7
4	指定管理者制度の導入及び運用の手続き	7
(1)	条例で定める事項	7
①	指定管理者に公の施設の管理を行わせる根拠	7
②	業務の範囲	8
③	指定の手続き	8
④	指定管理者の指定（取消し）の告示	9
⑤	管理の基準	9
⑥	指定管理者に対する監督等	9
⑦	指定管理者の指定の取消し等	9
⑧	利用料金制	10
⑨	秘密を守る義務	10
⑩	その他必要な事項	10

<b>(2) 指定管理者の公募</b> .....	10
① 公募方法.....	10
② 公募〈募集〉期間.....	11
③ 公募の旨の公告及び周知.....	11
④ 説明会の実施.....	11
⑤ 応募者から質問があった場合の取扱い.....	11
⑥ 申請がない場合.....	11
<b>(3) 指定管理者の選定</b> .....	11
<b>(4) 指定管理者の指定</b> .....	12
① 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称.....	12
② 指定管理者となる団体の名称.....	12
③ 指定期間.....	12
<b>(5) 協定の締結</b> .....	12
<b>(6) 指定管理者に対する監督等</b> .....	13
① 管理業務の実施状況.....	13
② 施設の利用状況（利用者数、利用拒否等の件数、理由等）.....	13
③ 料金収入の実績.....	13
④ 管理経費等の収支状況.....	13
⑤ その他指定管理者による管理の実態を把握するため必要な事項.....	13
<b>(7) 指定管理者の指定の取消し等</b> .....	13
<b>※ 指定管理者制度導入の流れ</b> .....	15

**【資料】**

- ・新城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例  
（平成 17 年新城市条例第 65 号）
- ・新城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則  
（平成 17 年新城市規則第 34 号）
- ・新城市指定管理者選定審議会条例  
（平成 24 年新城市条例第 32 条）

## 1 本ガイドラインの目的

本ガイドラインの目的は、新都市における指定管理者制度の導入及び運用が統一的な考え方にに基づき適正かつ円滑に行われるよう、基本的な考え方や事務手続等について示したものである。

公の施設担当課(以下「担当課」という。)にあっては、本ガイドラインに基づき同制度の導入及び運用を図っていくこととなるが、その細目については、各施設の態様等に応じ、担当課の判断で決定されるべきものであることに注意すること。

## 2 指定管理者制度の概要

地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号。以下「改正法」という。）が平成 15 年 6 月 13 日に公布、同年 9 月 2 日に施行され、公の施設の管理について新たに指定管理者制度が導入された。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として創設された制度である。

また、従来の管理委託制度は、公の施設の設置者である地方公共団体と受託者が委託契約を締結して行うものであったが、指定管理者制度は、公の施設の管理権限を指定管理者に委任して行わせる（管理を代行させる）制度である。

### (1) 指定管理者になりうる者

管理委託制度における公の施設の管理は、地方公共団体の出資法人等、一定の要件を満たした団体にしか認められていなかったが、指定管理者制度においては、株式会社等民間事業者を含む地方公共団体が指定する法人その他の団体にまでその対象を広げることとされた。

なお、「法人その他の団体」とあるように、指定管理者は法人格を有している必要はない（§ 244 の 2 ③）。

### (2) 指定管理者が行使できる権限

地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に公の施設の管理に属する権限を行使させることができる。

この中には、従来の管理委託制度において認められていなかった「公の施設に係る利用許可」まで含むものである。

なお、使用料の強制徴収、不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可等、法令等により地方公共団体の長のみが行うこととされている権限については、指定管理者はこれを行うことができない。

### **(3) 指定管理者制度をとることができない場合**

市立小中学校等、個別の法律で管理主体が限定されている場合には、指定管理者制度をとることができない。

### **(4) 利用料金制**

指定管理者制度においても、従来の管理委託制度と同様、地方公共団体が適当と認める場合は、利用料金を指定管理者自らの収入として収受させることができる。

なお、当該利用料金は、公益上必要があると認めるときを除き、条例の定めるところにより、地方公共団体の承認を受けて指定管理者が定めるものとされている（§244の2⑨）。

### **(5) 指定管理者が行った処分に対する不服申立て**

指定管理者が行った公の施設を利用する権利に関する処分に対する不服申立てについては、地方公共団体の長に対する審査請求として扱うこととされている（§244の4）。

### **(6) 指定管理者制度導入に係る経過措置**

改正法により、公の施設は地方公共団体の直営又は指定管理者制度のいずれかにより管理することとされたが、経過措置により、改正法施行の際現に管理委託制度をとっている公の施設については、改正法施行後3年以内（平成18年9月1日まで）は、引き続き管理委託制度による管理運営を行うことができ（改正法附則§2）、平成18年9月1日までに、指定管理者制度への移行を図ってきたところである。

したがって、改正法施行後新たに設置された公の施設については、上記の経過措置の適用はない。

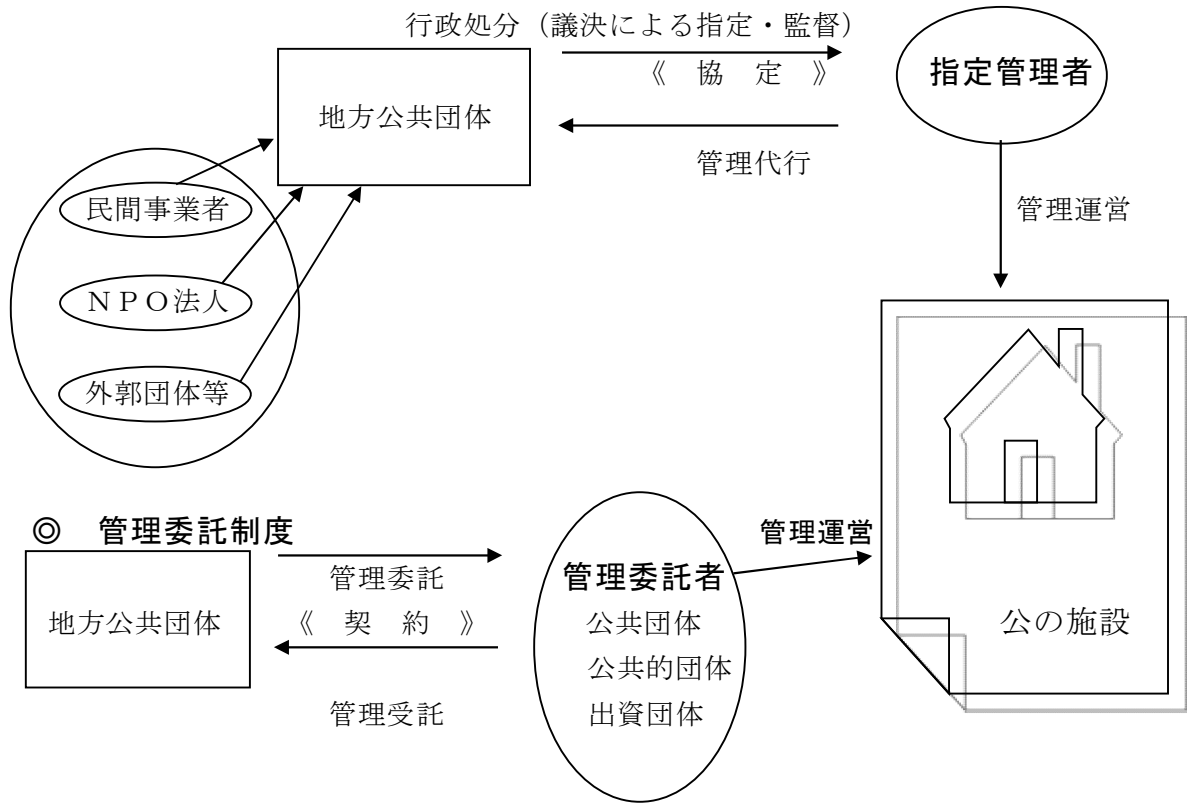
なお、市町村合併の際、公の施設に係る設置及び管理に関する条例（以下「設管条例」という。）が法人格の消滅に伴い失効する場合であっても、改正法施行の際、管理委託制度を採用している公の施設については、経過措置期間中であれば従来の管理委託制度に則った設管条例を定めることにより、引き続き管理委託制度をとることができた（平成16年4月22日付総務省自治行政局行政課事務連絡）。

## ※ 指定管理者制度と管理委託制度の比較

	指定管理者制度	管理委託制度
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体が指定する者（指定管理者）による管理の代行</li> </ul> ⇒指定行為は行政処分（不服申立ての対象）	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体の管理権限のもとで、出資法人等に対し管理事務（業務）を委託</li> </ul> ⇒地方公共団体と委託先との契約
法的効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者の行為の効果は、指定管理者に属する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理受託者の行為の効果は、委託者（地方公共団体）に生じる。</li> </ul>
指定管理者又は管理受託者の要件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人その他の団体であって地方公共団体が指定するもの（民間事業者を含む。）</li> <li>あらかじめ議会における指定の議決が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の団体に限定</li> <li>(1) 地方公共団体の出資法人のうち一定要件を満たすもの</li> <li>(2) 公共団体（土地改良区等）</li> <li>(3) 公共的団体（農協、生協、自治会等）</li> <li>委託先は条例で規定</li> </ul>
業務範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の行為を除く管理行為</li> <li>(1) 使用料の強制徴収</li> <li>(2) 不服申立てに対する決定</li> <li>(3) 行政財産の目的外使用許可</li> </ul> ⇒個々の利用関係の設定行為（利用許可）を行うことができる <ul style="list-style-type: none"> <li>利用料金制度の採用は可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の行為を除く管理行為</li> <li>(1) 左の(1)から(3)までの行為</li> <li>(2) 個々の利用関係の設定行為（利用許可）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用料金制度の採用は可能</li> </ul>
条例における規定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定の手続き（申請方法、選定基準等）、管理の基準（休館日、開館時間、使用制限の要件等）、業務の範囲その他必要な事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託先及び委託業務の範囲</li> </ul> ⇒管理の基準は条例の委任に基づき規則で規定
地方公共団体の関与	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者は毎年度終了後事業報告書を作成し、地方公共団体に対して提出することとされている</li> <li>地方公共団体の長等は、指定管理者に対して、業務又は経理の状況に関する報告聴取、実地調査、必要な指示が可能</li> <li>地方公共団体は指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定の取消し、又は業務の全部若しくは一部の停止命令が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業報告書の法上の提出義務なし（契約に基づき事業報告書を提出させることは可能）</li> <li>地方公共団体の長等は、管理受託者に対して、業務又は経理の状況に関する報告聴取、実地調査、必要な指示が可能</li> <li>指定の取消し等は法上の規定なし（契約に基づく解除は可能）</li> </ul>

## ※ 新旧制度概念図

### ◎ 指定管理者制度



### 3 指定管理者制度の導入及び運用にあたっての基本的な考え方

指定管理者制度の創設にあたって、平成15年7月17日付け総行第87号総務省自治行政局長通知では、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的」とし、また、制度導入に際し、「公の施設の管理状況全般について点検し、指定管理者制度を積極的に活用」することとされている。

本市においては、行政改革の議論の中で、民間活力を住民サービスの向上に生かす有効な手法としての指定管理者制度を積極的に活用していくこととする。

上記の点を踏まえ、本市が指定管理者制度を導入及び運用するにあたっての基本的な考え方は次のとおりである。

#### (1) 公の施設のあり方の総点検

指定管理者制度を導入するか否かにかかわらず、次の観点から公の施設の総点検を行う。

- ① 民間に類似施設があること等により、設置理由が薄れている施設  
又は利用者が著しく減少している施設  
⇒施設の譲渡を含めた民営化、施設の規模縮小・廃止等を検討する。
- ② 利用が特定の地域、団体に集中している施設  
⇒施設利用や管理の実態を踏まえ、地域又は関係団体への譲渡を検討する。

#### (2) 指定管理者制度の導入の検討

公の施設を指定管理者が管理すべきか又は市が管理すべきかの基準は、原則として、次のとおりとする。

- ① 指定管理者が管理することが望ましい施設
  - ア 指定管理者が管理することにより、利用者のニーズにあった開館日、開館時間の拡大等によるサービスの向上又は民間のノウハウの活用が期待できる施設
  - イ 同様又は類似のサービスを提供する民間事業者が存在する施設
  - ウ 指定管理者が管理することにより、コストの削減が見込まれる施設
  - エ 使用料、利用料金等により運営を行う収益的施設
- ② 市が管理しなければならない施設又は市での管理が望ましい施設
  - ア 法令により管理が地方公共団体に限定されている施設
  - イ 特に重要なサービスを提供する施設で、市が責任を持って直接サービスを提供する必要がある施設



- ウ 高度な中立性又は厳格な個人情報管理を求められる施設
- エ 市が管理する方が安価であることが客観的に認められる施設
- オ 補助金等の設置目的から市が管理することが望ましい施設
- カ ①に該当しない施設

### (3) 指定管理者制度の運用

#### ① 選定方法

指定管理者の選定方法について、制度導入当初においては、平成17年10月1日の市町村合併に伴い新市における統一的な運用方針を充分検討する必要がある、特に安定した管理体制が求められることを考慮し、実績のある管理委託していた団体を中心に指定管理者を任意に選定（以下「任意指定」という。）した。

経過措置期間の終了後は、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上、経費節減等を図るため、公募により5施設の指定管理者を選定した。

任意指定施設の運用方針等については、調整期間を3年とし、指定期間が終了する公の施設の第二次指定については、効果的かつ効率的に管理運営する観点から、原則として公募によるものとする。

ただし、その場合であっても、公募によらないことが適当と認められる場合には、任意指定することができるものとする。

#### ② 指定期間

指定管理者の指定期間については、原則として3年から10年の範囲で、公の施設の態様等に応じて設定する。

ただし、PFI（BTO方式など公の施設として管理・運営する場合）など管理形態からこれによりがたい場合や、公の施設の効果的、効率的な管理運営、サービス提供の安定性・継続性の確保の観点から、上記期間によることが困難な場合には、別途、適当な期間を設定するものとする。

#### ③ 資格要件

指定管理者として公の施設を管理するにあたり必要となる免許、資格等については、公募（募集）の都度、募集要項において示すこととするが、例として、市税等を滞納していない、市から指名停止措置を受けていない、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定するもの）が役員就任や経営関与等を行っていない等が、社会通念上求められる要件としてあげられる。

④ 業務の範囲

指定管理者に行わせる業務の範囲については、当該公の施設の態様等を考慮して、施設等の維持管理に関する事項のほか、代行させる利用許可（その取消しを含む。）等の公の施設の管理に関する権限等を具体的に設定する。

なお、施設及びその付属設備の修繕については、維持管理業務として指定管理者に責任を負わせるものと、本市が責任を負うものと、その範囲をあらかじめ検討しておく必要がある。

また、公の施設の設置目的等から、その管理運営と一体で実施することが効率的かつ効果的な事業についても、指定管理者に行わせる業務の範囲内とすることができるので、あらかじめ検討しておくことが望ましい。

⑤ 利用料金制

利用料金制の趣旨が、公の施設の管理運営にあたって指定管理者の自主的な経営努力を発揮させること、地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化を図るものであること等に鑑み、利用料金制を導入していない公の施設にあっても、指定管理者制度の導入にあわせて、その導入を検討するものとする。

⑥ 個人情報の取扱い

指定管理者が公の施設の管理を通じて取得した個人情報については、新城市個人情報保護条例でその取扱いを規定する。

**(4) 関係団体の見直し**

指定管理者制度への移行を契機に、指定管理者として任意指定した関係団体については、当該団体の自主・自立的な運営を図るため、さらなる経営改善に努めさせるとともに、今後のあり方を検討するものとする。

**4 指定管理者制度の導入及び運用の手続き**

**(1) 条例で定める事項**

指定管理者制度の導入にあたっては、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を条例で定めることとされており（§244の2④）、担当課にあっては、新城市公の施設に係る指定管理者の手続等に関する条例（以下「通則条例」という。）に基づいた設管条例の規定の整備を行う必要がある。

① 指定管理者に公の施設の管理を行わせる根拠

公の施設の管理に関する業務を指定管理者に行わせる旨を規定する。

② 業務の範囲

指定管理者に行わせる業務の範囲について規定する。

業務の範囲については、施設等の維持管理に関する事項のほか、利用許可(その取消しを含む。)を行わせるか否かも含め、公の施設の設置目的や態様等に応じて設定する。

③ 指定の手続き

ア 申請方法

指定管理者として指定を受けようとする者は、事業計画書その他必要な書類を提出しなければならない旨を規定する。

なお、提出すべき書類は次のとおりとする。(通則条例 § 3、規則 § 3)

- ◇ 指定管理者申請書 (以下「申請書」という。)
- ◇ 定款及び組織規約 (その他これらに類する書類)
- ◇ 代表者及び役員名簿
- ◇ 登記事項証明書の写し (ex. 法人の登記簿謄本)
- ◇ 運営方針
- ◇ 事業運営計画

(記載事項の例)

- ・ 施設の管理における職員体制
- ・ 管理経費の縮減策
- ・ 事業実施計画
- ・ サービス向上のための方策
- ・ 利用者等のニーズ把握の方策
- ・ 利用者等とのトラブル未然防止策及び対処方法
- ・ 個人情報保護に関する措置
- ・ 防犯、防災その他緊急時の対応
- ・ 団体の経営方針
- ・ 指定管理者の指定を申請した理由
- ・ 施設の現状に対する考え方及び将来展望
- ・ 類似施設の管理運営実績等
- ・ その他必要な事項

- ◇ 収支計画
- ◇ 直近3年間の事業報告書及び決算報告書
- ◇ その他市長が必要と認める書類

イ 選定基準

指定管理者の選定基準は次のとおりとする (通則条例 § 4)。

- ◆ 代表者及び役員が広く社会一般から信頼される構成である

こと。

- ◆ 事業内容が社会一般と調和した内容であり、経営が安定していること。
- ◆ 運営計画が収支均衡又は安定するものであること。
- ◆ 住民への福利厚生を増進するものであること。
- ◆ 利用者への配慮が行き届いたものであること。
- ◆ 地域経済に貢献し、地域の発展に寄与するものであること。
- ◆ 効率的及び創意工夫された手法によるものであること。
- ◆ 市の経費負担の軽いものであること。
- ◆ その他市の施策方針に沿うものであること。

④ 指定管理者の指定（取消し）の告示

指定管理者の指定をし、または、指定を取り消した場合は、その旨を告示する（通則条例 § 9 II）。

⑤ 管理の基準

住民が当該公の施設を利用するにあたっての基本的な条件(休館日、開館時間、利用許可、利用制限の要件等)のほか、公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠な業務運営の基本的事項を規定する。

管理の基準については、次の例のほか、公の施設の設置目的や態様に応じて設定する必要がある。

《管理の基準（例）》

- ◆ 休館日
- ◆ 開館時間
- ◆ 利用許可
- ◆ 利用制限の要件
- ◆ 関係法令を遵守すること
- ◆ 施設の適切な維持管理を行うこと
- ◆ 施設の利用者に対する適切かつ公平なサービスの提供を行うこと

⑥ 指定管理者に対する監督等

公の施設の適正な管理を確保するため、指定管理者に対する次の規定を定めた（通則条例 § 11、12）。

ア 毎年度終了後、管理業務に関する事業報告書を提出させること

イ 管理業務又は経理状況に関し、報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすること

⑦ 指定管理者の指定の取消し等

指定管理者が上記⑥イの指示に従わないとき又は管理を継続することが適当でないと認めるときに、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる旨をさだめた（通則条例 § 14）。

⑧ 利用料金制

利用料金制を適用する場合には、その旨を設管条例で規定する（§ 244 の 2 ⑨）。

⑨ 秘密を守る義務

指定管理者の役員及び職員等に対して、個人情報保護の規定を定めた（通則条例 § 15）。

⑩ その他必要な事項

施設の態様等に応じ、必要な事項を規定する。

**公募を行う場合**

**(2) 指定管理者の公募**

① 公募方法

公募するにあたっては、条例に定めた事項その他必要事項を「募集要項」で示すものとする。

**【募集要項記載事項（例）】**

1. 公の施設の概要（名称、所在地、施設内容等）
2. 指定管理者が行う業務
3. 管理の基準（開館時間、休館日等）
4. 利用料金制をとる場合はその旨
5. 指定期間
6. 申請の資格  
〈施設等を管理するにあたり必要となる免許、資格等をいうほか、指名停止業者でないこと、市税等の滞納者でないこと等社会通念上求められる要件等〉
7. 申請の手続き（募集期間、申請・問合せ窓口等）
8. 提出書類の名称及び様式
9. 選定基準
10. 本市が支払う経費（以下「指定管理料」という。）の概要  
〈毎年度、予算の範囲内において協定で定める旨の記載〉
11. 指定管理料の支払い方法
12. その他施設の態様に応じて必要な事項

なお、「募集要項」では、施設及び付属設備の使用、過去の利用実

績、現に管理を行っている人員等の体制、光熱水費等積算の参考となる経費等、申請者が事業計画を策定する上で必要な情報をできる限り多く提供するよう努めなければならない。

② 公募〈募集〉期間

指定管理者を公募するにあたっては、できる限り多くの事業者等から企画・提案を募ることが望ましく、公平性を確保するためにも、公募を開始した日から起算して30日以上の公募〈募集〉期間を設けるものとする。

③ 公募の旨の公告及び周知

公平な機会を提供する趣旨から、指定管理者を公募する旨の公告を行い、併せてホームページにより周知を図るものとする。

なお、施設の態様等により申請者の独創的なアイデアを引き出す必要のあるものにあつては、事業計画書の作成にあたり管理運営に関する積極的な提案を行うよう働きかけることが適当である。

④ 説明会の実施

施設の態様等に応じて、必要により説明会を開催する。

⑤ 応募者から質問があつた場合の取扱い

応募者から質問があつた場合において、質問内容が応募者全員に共通し、かつ、公平性の確保の観点から必要と認められるときは、質問及び回答の内容を応募者全員に周知させることとする。

⑥ 申請がない場合

公募〈募集〉期間内に申請がない場合、又は、適当な事業者がないため次項（3）指定管理者の選定）に定める審議会において指定管理者の候補者として了承が得られない場合は、当面直営とするか、適当な者を任意指定するものとする。

なお、必要に応じ、再度公募を行うこともできるものとする。

**(3) 指定管理者の選定**

「指定管理者選定審議会〈以下「審議会」という。〉」を設置し、次により指定管理者の選定を行うこととする。

担当課は、選定基準に基づきその細目（以下「評価基準」という。）を公の施設の設置目的、態様等に応じ別途定め、これに従い採点その他の方法により、最も適切な管理を行うことができるものを選考するため、

審議会に諮るものとする。

審議会は、担当課から提案のあった指定管理者の選定候補者の中から、評価基準に照らして、最も適切な管理を行うことができる者を審議する。

担当課は、審議会の上記の了承を得た者を指定管理者の候補者に選定する。

なお、申請者が一者である場合又は任意指定を行う場合において、特に必要があると認められるときは、上記に準ずる手続きを経て選定を行うことができる。

また、選定後、応募者全員に選定結果を通知する。ただし、本通知は、指定管理者として指定したものではないことに注意すること。

《評価基準の例》

事業者等の規模、安定性、公平性、運営（経営）実績、類似施設の管理運営実績、効率化への取り組み、接遇・サービス体制、必要とする経費、事業計画内容等のほか、当該公の施設の態様に応じ必要な項目

#### (4) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、議会による議決を経て行わなければならない（§ 244 の 2 ⑥）。

指定管理者の議決にあたって議決すべき事項は次のとおりである。

- ① 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
- ② 指定管理者となる団体の名称
- ③ 指定期間

指定管理者の指定は行政処分であることから、議会の議決を経た後、遅滞なく指定管理者に対し書面による通知をもって行う。

また、併せて当該指定管理者に指定した旨を告示するものとする。

#### (5) 協定の締結

指定管理者を指定した後、本市と指定管理者との間で協定を締結する。

協定の締結にあたっては、指定管理料やその支払方法、管理業務の細目事項、責任分担に関する事項等について、指定管理者と協議の上、協定書に明記する。

指定管理料は、通常、当該指定管理者が申請の際提示した額となるが、協議の過程で事業計画等の内容に修正があった場合等、再積算された指定管理料をもって協定を締結することも想定される場所である。

なお、事業計画等の修正に当たっては、指定管理者の工夫、提案を生かすという観点から、指定管理者が作成した当初の計画内容を最大限尊重するものとする。

また、指定期間中における 2 年目以降の協定の締結については、指定管理者との協議により、又は必要に応じ指定管理者から当該年度に係る事業計画書（見積書）を提出させた上で行うものとする。

### 【協定書に定める事項（例）】

1. 協定期間
2. 管理業務の細目事項
3. 責任分担に関する事項
4. 指定管理料及び支払に関する事項
5. 指定管理者に対する監督等に関する事項
6. 指定の取消し等に関する事項
7. 指定管理者の原状回復義務及び損害賠償義務に関する事項
8. 守秘義務に関する事項
9. 個人情報の保護に関する事項
10. 協定に定めのない事項に関する事項

### (6) 指定管理者に対する監督等

指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する地方公共団体に提出することとされている（§ 244 の 2 ⑦）。

事業報告には、指定管理者による管理の実態を把握するため、次の事項を記載させることとし、毎年度終了後 30 日以内に提出させるものとする。

- ① 管理業務の実施状況
- ② 施設の利用状況（利用者数、利用拒否等の件数、理由等）
- ③ 料金収入の実績
- ④ 管理経費等の収支状況
- ⑤ その他指定管理者による管理の実態を把握するため必要な事項

事業報告書が提出された時は、施設の特性や必要に応じた評価項目・評価内容を設定し、履行確認を行うとともに評価を行うものとする（別紙履行確認票例参照）。

履行確認・評価の決定により改善すべき事項がある場合は、指定管理者に指示するものとする。

なお、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理業務又は経理状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる（§ 244 の 2 ⑩）。

特に、制度導入当初にあっては、公の施設の適正かつ安定した管理運営を確保する必要があるため、調査等を十分行うことが適当である。

### (7) 指定管理者の指定の取消し等

指定管理者が指示に従わないとき、経営状況が著しく悪化するなど当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一



部の停止を命ずることができる（§ 244 の 2 ⑪）。

この場合、当該公の施設の管理運営の安定性・継続性を確保する必要があることから、新たな指定管理者が管理運営を開始するまでの間、又は管理業務の停止が解除されるまでの間、直営による管理運営を行う必要がある。

※ 指定管理者制度導入の流れ

